平成19年 第 2 号

京都府病害虫防除所

## トマト黄化葉巻病の拡大を防ぐために!

平成17年12月から府内でもトマト黄化葉巻病が発生しています。また、平成19年1月現在、31都府県で発生し被害が拡大しています。トマト黄化葉巻病は、タバココナジラミ類が媒介するウイルス病で、ハサミなどによる汁液伝染や種子伝染及び土壌伝染の心配はありません。

現在、国内で問題となっているタバココナジラミは、従来シルバーリーフコナジラミと呼ばれていたバイオタイプBと平成17年10月に新たに発生が確認されたバイオタイプQがいます。バイオタイプQは、平成19年1月現在、34都府県で発生が確認されています。露地では越冬できないと考えられますので、冬が終わるまでにハウス内のタバココナジラミ類を徹底的に防除しておく必要があります。

ついては、基本事項に留意の上、現在のハウスの状況に合わせて以下のように対応してください。

#### 1 基本事項

トマト黄化葉巻病の発生・拡大を防ぐためには、「トマト黄化葉巻ウイルスの伝染環を絶つ」ことが重要です。 そのためには、防虫ネットや黄色粘着ロール及び農薬等を組み合わせた「総合的害虫管理」が有効です。

- (1)施設内にウイルス・コナジラミを「入れない」。
- (2)施設内・施設周辺のコナジラミを「増やさない」。
- (3)施設内からコナジラミを施設外に「出さない」。

## 2 昨年の抑制栽培トマトでトマト黄化葉巻病が発生したハウス

- (1)発病株はトマト黄化葉巻ウイルスの伝染源となるので、見つけ次第抜き取る。抜き取った株は、土中に埋めるかビニールなどで覆って枯死させる。
- (2)トマトの残さをほ場周辺に放置しない。また、ハウス内の雑草を除去する。
- (3)栽培終了時に、全ての株を地際から切断するか抜き取った後、ハウスから持ち出し、(1)に準じ処分する。その後、施設を締め切り(10日~2週間)、タバココナジラミ類を死滅させ、施設外への分散を防ぐ。
- (4)現在、栽培しているトマトの株元に次作の苗を定植しない。

### 3 タバココナジラミ類が発生しているハウス

- (1)密度の上昇が緩慢なこの時期にできるだけ発生量を減らしておく。
- (2)薬剤がかかりやすいように整枝、剪定を行う。
- (3)ハウス内の雑草を除去する。

## 4 これから栽培を始めるハウス

- (1)施設の開口部(サイド、出入口、天窓等)を目の細かい(目合い0.4mmが望ましい)防虫ネットで被覆する。
- (2) 黄色粘着ロールをハウス開口部に展張する。
- (3) 黄色粘着板を設置し、コナジラミ類の発生動向を把握する。
- (4)施設栽培では、近紫外線カットフィルムの利用が有効である。
- (5)育苗時や定植時に粒剤を施用するなど防除を徹底する。
- (6)発病の疑わしい株は定植しない。
- (7)ハウス内及びほ場周辺の雑草や野良生えトマトの除去を徹底する。

# 5 農薬の使用について

- (1)有効薬剤に対する薬剤感受性の低下を回避するために、同一系統薬剤の連用は避ける。
- (2)薬剤の使用に当たっては、最新の農薬登録情報を参照し、適正に防除する。
- (3)下葉の裏側まで薬剤が十分にかかるように散布する。
- \*トマト黄化葉巻病の感染が疑わしい株を見つけた場合は、病害虫防除所または最寄りの農業改良普及センターまで連絡して〈ださい。